

大東亞建設審議會に關する件

(昭和十七年五月四日鈴木幹事長談)

政府は茲に大東亞建設審議會の設置を仰ぎ官民緊密なる協力の下に大東亞建設に關する根本方策の調査審議に當ることと致したのであるが、去る二月二十七日の第一回總會に於て内閣總理大臣より大東亞建設に關する基礎要件、文教政策、人口政策並に經濟建設基本方策の四項目に付諮問あり、之に依り夫々第一乃至第四部會を設け審議を進め殆んど毎週各部會を開き各委員共飽く迄大東亞戰爭を戦ひ抜く鐵石の決意と道義に基く大東亞新秩序建設に對する熱意とを以て眞剣に審議を續行しつゝある次第である。

第一部會は大東亞建設に關する基礎要件を確定し之を諸方策決定の指針たらしめんとするものであつて、三月十三日第一回の部會を開いて以來五月一日迄に六回に互り審議を行ひ既に部會に於て決定せる部分の答申案を本日の大東亞建設審議會總會に諮り之が決定を見た次第であるが其の中の大東亞建設の基本理念の要旨は次の通りである。

尙、同日は右懇談會後、上京中の臺灣熱帯醫學研究所の曾田長宗氏より「内地人の熱帯適應性」について種有益なる調査結果の特別報告が行はれた。

大東亞建設審議會の審議經過に關する

鈴木幹事長談

大東亞建設審議會の設置については本誌本欄既報の如くであるが、各部會の編成及びその審議經過については昭和十七年五月四日及び五月二十一日の二回に互り幹事長鈴木幹事長談を以てその大要を發表せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

であつて三月十日第一回の部會を開き爾來今日迄回を重ねること四回に及び尙繼續中である。

第三部會は大東亞戰爭を遂行し且大東亞建設を具現する爲帝國の人口政策の確立を圖らんとするものであつて、三月十一日第一回の部會を開催後今日迄五回に互り審議を進め目下尙攻究中である。

第四部會は帝國の長期に應ずる戰爭遂行力を充實擴大し且大東亞諸民族の民生の暢達を期する爲帝國を核心とする大東亞の自立經濟を完成する方策を樹立せんとするものであつて、三月十九日第一回の部會を開催爾來五回に互り會議を開き去る四月十七日答申案を決定し、本日の大東亞建設審議會總會に於て決定を見た次第で之が方針として大要

一、大東亞經濟建設の目的は八紘爲宇の大義に則り道義に基く大東亞の經濟新秩序を建設し併せて新世界經濟の建設に寄與するに在り之が爲大東亞の綜合經濟力を發揮し大東亞防衛に必要な自主的國防經濟を完成す。

而して當面の施策は大東亞戰爭遂行力の急速なる増強に結集し併せて劫久的大建設の基礎確立に資す。

二、大東亞の各國は互に相協力し各其の所を得ると共に各地域の人力及資源の特性を發揮し大東亞全體の經濟力を綜合的に充實す。各地域に於ける經濟施策の實行は其の實情に應じ而も戦局の進展に稽へ緩急宜しきを圖るものとす。

三、皇國は大東亞經濟建設を推進する爲益、國民の國體觀念を明徴にし剛健なる精神雄渾なる氣宇を鍊成すると共に之に立脚する國內態勢の刷新を圖り且科

學技術の劃期的振興を圖る。

四、大東亞の各住民は大東亞建設の成否が大東亞全體の運命に關するものなることを自覺し共苦僣樂各、其の分に應じて協力す。

を確立し之を貫徹する爲産業、勞務、財政、金融、交通、科學技術等の基本方策を策定せるものである。

又本日の總會に於ては内閣總理大臣より諮問第五として大東亞經濟建設基本方策に基く具體的方策を諮問せられ之に關し新に部會を設け引續き審議を進めることとなつた。尙専門委員を任命し夫々審議に協力して頂くこととなつた。

大東亞建設審議會に關する件

(昭和十七年五月二日鈴木幹事長談)

本日の大東亞建設審議會第三回總會に於て、大東亞建設に處する文教政策及大東亞建設に伴ふ人口政策等の答申案が夫々決定された。

大東亞戰爭を戦ひ抜き肇國の大義を宇内に宣揚し、道義に基く大東亞の新秩序を建設して世界新秩序の確立に寄與せんが爲には、之が中核を爲す皇國民が其の眞姿を顯現すること、皇國民の人口が極めて大なる數を保つことが根本的要求であることは改めて申すまでもない所であるが、第二部會及第三部會は右に關する方策を主として審議したものである。

本日迄に第二部會、第三部會共五回に互り會議を開き、他に第二部會及第三部會の合同部會を一回開催し、慎重審議の結果纏つた答申案が本日の總會で決定された次第である。

尙本日決定を見た答申の要旨は次の通りである。

即ち皇國民の教育鍊成方策等に就ては

國體の本義に則り教育に關する勅語を奉戴し大東亞建設の道義的使命を體得せしめ大東亞に於ける指導的國民たるの資質を鍊成するを以て根本義とし

一、文武一如の精神を基とし剛健なる心身の鍊成と高邁なる識見の長養とに努め知行合一以て雄渾なる氣宇と強靱なる實踐力とを養ひ悠久なる民族發展を圖る。

二、教育は原則として國家自ら之を運営すべき體制を整備し以て大東亞建設の經綸を具現すべき人材の育成に力む。

三、國防、産業、人口政策等各般の國策の綜合的要請に基き一貫せる教育の國家計畫を樹立し學校、家庭及社會を一體として皇國民の鍊成を行ふ教育體制を確立す。

四、學術を振興し創造的智能の啓培に力め科學、技術は固より廣く政治、經濟、文化に互り不斷の創造進展を圖る。

五、師道の昂揚を圖ると共に教育者尊重の方途を講ず

を基本方針とし之に則り歴史教育の刷新、敬神崇祖の實踐、眞の日本諸學に基く大學の改革、勤勞青年教育の充實並に母性教育の徹底に重點を置く教育内容の刷新を圖り、國家の必要とする人材の養成計畫の設定、國土計畫の見地よりする學校の地方分散、修學年限の短縮、大學院の整備擴充、私立學校教育の改善等教育制度の刷新を期し、其他軍教一致の徹底、教育者の養成、再教育及優遇、國家的育英制度、家庭教育及社

會教育の振興、大東亞各地域に進出する人材の教育施設の整備擴充、大東亞研究調査機關の整備並に思想、學術、藝術、宗教等に關する方策を決定した。

又南方占領地の諸民族に對する文教政策に就ては八紘爲宇の大義に則り諸民族をして各、其の分に應じ其の所を得しむるを以て本旨とし、夫々教育、言語、宗教、文化及留日學生に關する方策を確立した。

次に大東亞建設に伴ふ人口政策等に就ては其の基本方針として

大東亞建設を推進する爲皇國民の躍進的増強を圖ると共に大東亞に於ける其の配置を適正ならしめ大東亞諸民族と協力し相互の結束を鞏固不動たらしむること

を確立し之に則り皇國民の増強に就ては既定の人口政策確立要綱に擧げられたる諸方策を全面的に且強力に實施するに在るも、就中農業人口の一定割合の確保、大都市の疎開、勤勞態勢の刷新、結婚及出生の獎勵、生活必需物資の生産及配給の改善、結核の豫防撲滅、母性及乳幼児の保護に重點を置くこととし、次に皇國民の配置に就ては皇國民の健全なる増強に適する地域と共に之が進出の時期、地域等を計画的に行ふこと、現地在住者に對しては保護衛生施設、子弟の養護教育等必要な措置を講ずること、又定住者には配偶者を同伴せしむること等に關する方策を決定した。要するに皇國民は其の何れの地域に在ると、如何なる職能に従事するとに拘らず、其の數と資質との増加向上を期し得る如く他の諸方策と關聯し綜合的方策を確立した

ものである。

國民體力法中改正法律施行期日の件

公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民體力法中改正法律については本誌前號本欄所載の如くであるが、その施行期日に關する勅令は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布された。

國民體力法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十七年四月二十七日
勅令第四百五十二號)

昭和十七年法律第三十七號ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法施行令中改正の件公布

國民體力法の改正に伴ひ改正を見た同法施行令中一部改正の件は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民體力法施行令中改正ノ件

(昭和十七年四月二十七日
勅令第四百五十三號)

國民體力法施行令中左ノ通改正ス

第一條ノ二 國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(以下要検査被管理者ト稱ス)ノ體力検査ハ厚生大臣ノ定ムル被管理者ニ付テハ年二回、其ノ他ノ被管理者ニ付テハ年一回之ヲ行フ

第十八條第二項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ヲ受クル

コトヲ要スル被管理者ノ體力検査ハ前項ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル被管理者ニ付テハ年一回其ノ他ノ被管理者ニ付テハ年二回之ヲ行フ、第一條ノ三 其ノ年兵役法第二十三條又ハ第四十一條ノ規定ニ依リ徴兵検査ヲ受ケ又ハ受クルコトヲ要スル要検査被管理者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ二回體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ一回ノ體力検査ヲ、同規定ニ依リ一回體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ之ヲ行ハザルコトヲ得但シ其ノ者ガ其ノ年徴兵検査ヲ受ケザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二條中「國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(要検査被管理者)ヲ「要検査被管理者」ニ改ム

第三條中「四月十日」ヲ「四月一日」ニ改ム

第四條中「第二條」ノ下ニ「及國民體力法第六條ノ二第二項但書」ヲ加フ

第六條第二項中「體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄」ヲ「第一條ノ二ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年五月一日ヨリ十月三十一日(年二回行フ場合ニ在リテハ十二月三十一日)迄」ニ改ム

第十一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第一條ノ二ノ規定ニ依リ年二回體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ノ第二回日ノ體力検査又ハ國民體力法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ニ在リテハ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第十二條第一項ヲ削リ同條第二項中「前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項」ヲ「國民體力法第八條第二項ノ規定

(國民體力法第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ體力手帳ニ記載スベキ事項」ニ改ム第十七條第一項中「國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依ル」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ、及同條第二項中「國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ加フ

第十九條第一項中「第十二條第一項ノ規定ニ依ル」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ、及同條第二項中「第十二條第一項ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ加フ

第二十二條第一項中「國民體力法第四條第二項、第六條、第十一條及第十二條ノ規定」ニ同法第四條第二項、第十一條及第十二條ノ規定(同法第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ改メ同條第二項中「第十條ノ規定」ノ下ニ「(第二十二條ノ二 第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ヲ加フ

第二十二條ノ二 國民體力法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受ケシムルコトヲ得ル者ハ左ニ掲グルモノトス但シ國民體力法第二條各號ニ掲グル者及第二十條第一項ノ施設ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 事務所、商店、工場、事業場等(第十八條第一項及第二項ノ國ノ事業場ヲ除ク)ニ於テ集團シテ従事スル者

二 學校(第五條第一項第一號及第二號ノ學校ヲ除ク)ニ在學若ハ在園シ又ハ勤務スル者

三 特ニ體力検査ヲ行フ必要アリト認ムル区域内ニ於テ居住又ハ従業スル者

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第五條、第八條乃至第十條、第十六條、第十八條第